

●香川県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年1月30日から同年2月20日まで一般の縦覧に供する。

平成19年1月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 白鳥引田線（40号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                   |
|--|-----------------|---------------|-----------------------|
| 東かがわ市引田字塩屋1590番1地先から<br>東かがわ市引田字塩屋1583番1地先まで | 19.8～31.0       | 90            | 平成11年香川県告示第59号で変更した区域 |
| 東かがわ市引田字塩屋1583番1地先から<br>東かがわ市引田字塩屋1554番地先まで  | 6.0～22.0        | 151           |                       |
| 東かがわ市引田字塩屋1557番1地先から<br>東かがわ市引田字塩屋1558番2地先まで | 4.3～6.4         | 38            |                       |

- 4 供用開始の期日 平成19年1月31日